

新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

令和3年3月12日（金曜日）

## 経済建設委員会

日時 令和3年3月12日（金曜日） 午前9時00分 開会  
場所 委員会室

### 本日の委員会に付した事件

#### 1 産業振興部、建設部

第5号議案	「質疑・討論・採決」
第6号議案	「質疑・討論・採決」
第7号議案	「質疑・討論・採決」
第50号議案	「質疑・討論・採決」
第51号議案	「質疑・討論・採決」

### 出席委員（6名）

委員長	竹下修平	副委員長	山口洋一
委員	山崎祐一	村田康助	鈴木達雄
議長	（鈴木達雄）		

### 欠席委員

委員 澤田恵子

### 傍聴者

山田辰也議員

### 説明のために出席した者

産業振興部、建設部の副課長職以上の職員

### 事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 松井哲也 書記 大場隆佑

**開 会 午前9時00分**

○竹下修平委員長 ただいまから経済建設委員会を開会します。

会の冒頭ではありますが、澤田恵子委員より欠席の申出をいただいておりますことを皆さんにお伝えいたします。

本日は、10日の本会議において本委員会に付託されました第5号議案から第7号議案まで、第50号議案及び第51号議案の5議案について審査いたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第5号議案 新城市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 確認ですけれども、この第5号議案の新城市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部改正ということで、改正後の該当地域というのはこの工場が立地できる場所であればということですが、都市計画区域外ということですので作手・鳳来地区というのは全て工場ができる場所でありさえすれば、これは全て該当するというところで見てよろしいのでしょうか。

○竹下修平委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 今回区域を広げるということで、今、おっしゃられたように鳳来地区、作手地区、都市計画区域以外ということでそちらのほうにも広げるということになります。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ただいまの鈴木委員と同じような質疑になるんですが、簡単に言うと、緩和をすることによって産業の職種、種類、そういうものも当然関連して緩和拡大されると考えていいんですか。

○竹下修平委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 対象の業種につきましては、工場立地法に基づくということで製造業ということになります。

○竹下修平委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 これで、人口減少とかいろいろ進んでくると、廃棄物がかなり大量に出てきてそのリサイクルからいろいろな3Rに相当するものが出てきて、それが新たな産業になっていくように思うんですけども、そういう緩和することによって廃棄物関係のものだとか、従来の考え方だとちょっと警戒するようなものだとか、ソーラーパネル関係だとか、あれも30年たつと廃棄物になるわけなんですけど、そういうところの対応というのは十分検討された上で提示されているのか、検討経過があったらその辺の内容について若干説明していただくとありがたいです。

○竹下修平委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 この工場立地法に基づく準則を定めるということで、対象の業種としましては製造業を対象ということになりますので、この法の範囲内の今回の区域の拡大ということとなります。

○竹下修平委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 要するに廃棄物関係もリサイクルしていけば製造業に相当する、今の時点では廃棄物のリサイクル関係はリサイクルしてもう一回作ったとしても、製造業とはみなさないという観点なんですか。

○竹下修平委員長 金田産業振興部長。

○金田明浩産業振興部長 今回の改正については、工場立地法の基準の中で緩和の基準はそのままでありまして、ただその区域を広げるというだけの改正でありますので、当然設置するに当たっていろいろな規制があって、それに対応した上で立地することになると思いますので、あとこれ新しく立地するだけではなくて今ある鳳来とか作手にある地域の企業についても、今ある面積を工場用地に広げ

ることができるというものでありますので、  
よろしくお願ひいたします。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第5号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第6号議案 新城市新城駅前広場の設置及び管理に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 お願いします。

まず、第4条の3項がありまして、許可の期間というのが前段に定めていないわけですが、1年を超えない期間とするとなっています。

そこで、御利用いただいて、1年を過ぎたよという自動更新契約になっているのか、都度都度契約をするのか、その点だけお願いします。

○竹下修平委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 その都度、契約ということになります。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、第9条の関係であります、市長は、使用料の全部又は一部を

減額し、又は免除することができる」となっていますが、実際にそういった事例というのは過去あったのか、これ模範規定例というか条例例でやると多分こうなると思うんですが、過去こういったことが本市において行われたことがあるのかお聞きします。

○竹下修平委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 市全体では把握をしておりますが、今まで都市計画課がでこういった形での使用許可をしているケースがないものですから、今回初めてのケースとなりますので、想定される事態は想定しておりませんので、恐らくこの減免規定を使うことはないのではないかと、今は考えております。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、もう1点、第10条にあります。納付された使用料を原則還付はしないということですが、ただし書で、特別の事由があるときは全部又は一部を還付することができるということでもありますので、今、想定される特別の事由、条例文上ということが想定されるのか、分かる範囲で結構であります。

○竹下修平委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 例えばですが、路盤の形状が使用業者の責任ではなくて、その利用ができないような状態になってしまった場合については還付が発生するのかなと考えております。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

○竹下修平委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 第12条ですが、2項、3項になるんですけど、この通行の支障となる行為の禁止、球戯、ローラースケート、スケートボードその他これらに類する行為とあるんですが、罰則規定はないわけですよね、この条例の中にはないわけですがけれども、この辺の措置というのか、どういうふうな形で対応されていくわけですか。

例えば、実際にあった場合には警察に届けるとか、条例違反で道交法でやるのか、どういう想定、あくまでたられればになってしまうんですが、実際にそういうことが起きたという場合に、条例違反だということで市からそれなりの罰則だとか、除去する対応を取るのか、警察に行って対応してもらうのか、その辺はどういうふうな想定をされているわけですか。

○竹下修平委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 特に罰則は設けておりませんので、もしこういった行為の通報があった場合は、当然その場に職員は行って確認をしますが、あとは張り紙等でこういった使用禁止の行為について張出しをするなどして周知していきたいと思います。

○竹下修平委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ちょっとそこがよく分からないんですけど、例えば子ども、青年がやっていたとして、ごめんなさい、外国人が悪いわけではなくて、ちょっとその辺が理解できていないという意味で、差別という意味ではなくて、その状況が日本語から、こういうものが理解できない人たちがやっていたと仮定して、起こり得ると思うんですね。

そういう場合は、注意して「その行為をもうやめてください」と除去するところまでやるのか、あくまでも張り紙をして注意してくださいよ。また、次の日もやっても、「気を付けてくださいよ」ということの繰返しなのか、あくまでも強制的に排除という形を取っていくような方針で、一応この条例をつくられて議案として上程されているのか、その辺の範ちゅうというのかどんなふうに考えて、検討されたのか伺いたいと思います。

○竹下修平委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 通報があった場合がほとんどだと思いますが、その場に駆けつけたときにまだその行為がされておれば、当然注意をして排除といいますか、迷惑になら

ないように注意を促すというところまでを考えております。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第6号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第7号議案 新城市営住宅管理条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第7号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第50号議案 市道の路線廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 本会議のときに説明はいただいておりますが、委員会に付託されているので繰返しになってもいいので、もう一度、もうちょっと詳しくどういうことなのかを説明していただけるとありがたいですが。

○竹下修平委員長 内藤土木課参事。

○内藤徳之土木課参事 路線の廃止につきましては、まずその1路線、長篠地内の1路線ですが、こちら鳳来総合支所総合開発計画に基づきます鳳来総合支所建設の予定敷地に路線がかかるということになりますので、これを廃止して、次の認定に関わってくるわけですが、統合整理するという事になっております。

もう1路線、一畝田地内の路線につきましては、現況の調査をしましたところ、通行可能な状況にない状況ということで、市道として維持管理するのに適さないということでこれを廃止したいと考えております。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第50号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第51号議案 市道の路線認定を議題

とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 これも、第50号議案同様に委員会付託されておりますので、本会議よりも若干詳しく説明、再度繰返しになっても結構ですので説明していただきたいと思います。

○竹下修平委員長 内藤土木課参事。

○内藤徳之土木課参事 市道の認定につきましては、いずれも民間開発によって整備をされた道路でございます。当然、利用状況として宅地へのアクセス道路ということで、市道として維持管理するのが適当と認めましたので市道に認定するものです。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 もう1つ、確認いたします。

市道長篠沖野線、鳳来総合支所の前の反対側の短い市道認定の部分ですけど、これは国道からちょこっと行って終わるんですけども、これは総合支所の新しい敷地にぶつかるまでという見方でよろしいんですかね。

○竹下修平委員長 内藤土木課参事。

○内藤徳之土木課参事 道路の機能を有する部分となりますので、支所の敷地にぶつかるまでということで、その区間を道路として認めるものです。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第51号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これもちまして、経済建設委員会を閉会します。ありがとうございました。

**閉 会 午前9時18分**

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

経済建設委員会委員長 竹下修平